

THE すまいの保険へのご加入を検討されているお客さまへ

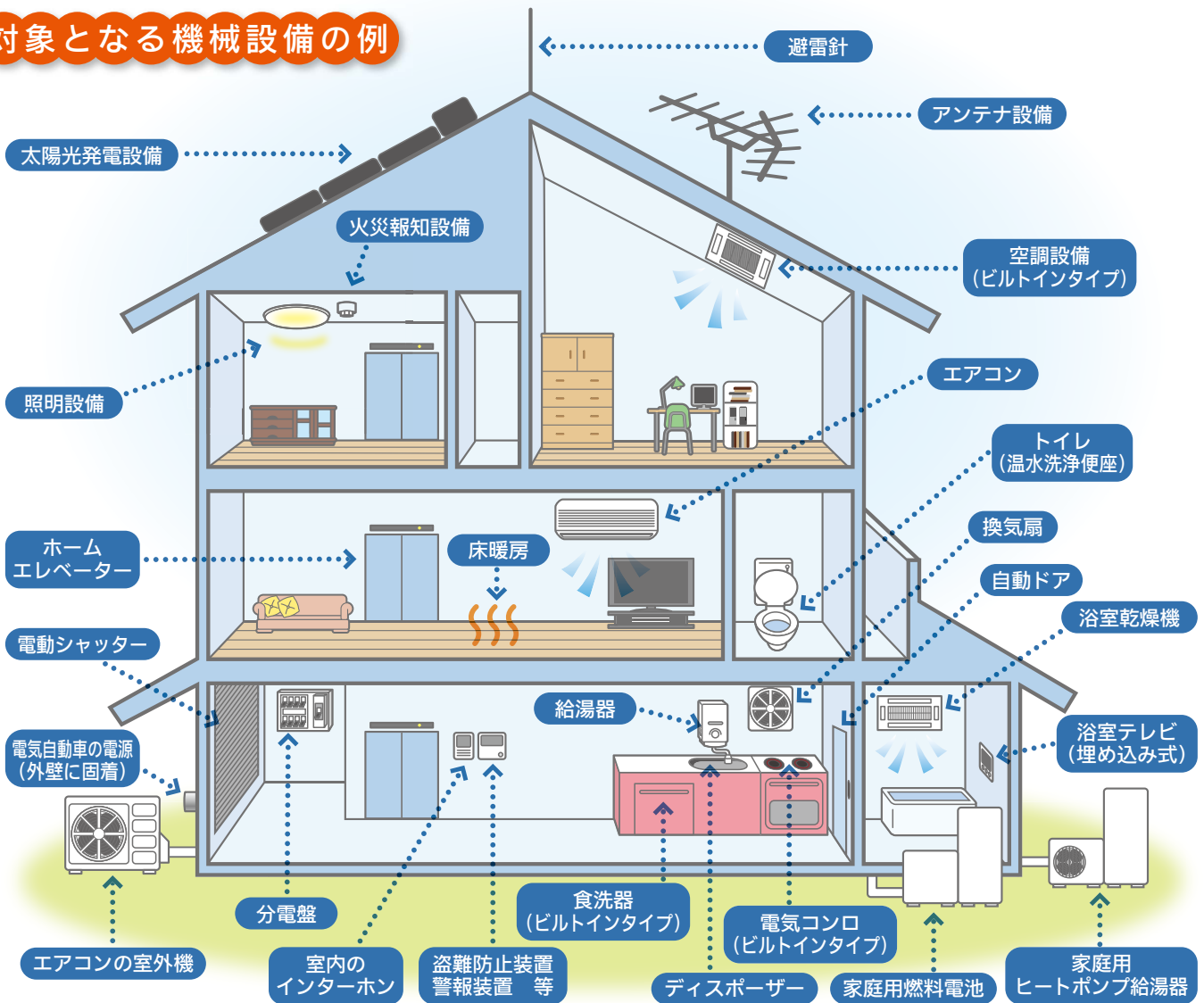
建物電氣的・機械的事故特約のおすすめ

(本特約は保険期間の中途でのセットはできません。)

建物電氣的・機械的事故特約とは？

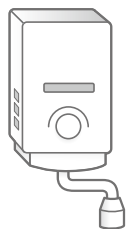
太陽光発電設備や給湯設備など、主契約の保険の対象である建物に付加された機械設備に生じた突発的な電氣的・機械的事故を補償する特約です。例えば過電流により発生した故障などを補償します。

対象となる機械設備の例



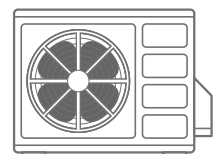
事故例① 給湯器

点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音が出て、配線が焼きついて故障した。



事故例② エアコン室外機

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった。



お支払いする保険金の額

<損害保険金> 主契約の保険の対象である建物の保険金額を限度として、以下のとおり損害保険金をお支払いします。

損害額※1

自己負担額※2

損害保険金

※1 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。ただし、建物の協定再調達価額を限度とします。
 ※2 主契約の不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額と同じです。

<臨時費用保険金> 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。(臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)

<残存物取片づけ費用保険金> 残存物取片づけ費用の額(実費)を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

お支払いの対象となる保険の対象

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	発電機、変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御・監視盤、操作盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ(エレベータのワイヤロープを含みます。)、エスカレータ、ダムウェータ等
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シューター設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫(冷凍機を含みます。)、湯沸器、アイスクリームフリーザー、アイスメイキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェーター設備
駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器
ボイラおよびボイラ附属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
蒸気タービン	蒸気タービン発電機
その他の設備等	宅配ボックス、建物地震・制配震機械装置、自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵(じん)芥焼却設備等
その他	動力用、電力用または上記各設備に付属する配線・配管・分電盤・ダクト設備・器具・支柱 保険証券に記載されたもの


※ 本特約のお支払いの対象となるのは、主契約の保険の対象である建物に付加された機械設備となります。例えば、建物に付加されておらず室内に置いてある空気清浄機等は、補償の対象とはなりません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 自然の消耗、劣化等によって生じた損害
- この特約の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任※3を負うべき損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品※4および付属部品の交換
- コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
- 電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理 など

※3 契約上の責任 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
 ※4 消耗部品 乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

● 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
 ● このチラシは「THE すまいの保険」にセットする「建物電氣的・機械的事故特約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」またはパンフレットをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

 SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 Tel:03-3349-3111
 <公式ウェブサイト>http://www.sjnk.co.jp/

お問い合わせ先